



佐賀県公報

平成17年
3月31日
(木曜日)
号外第6号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

規 則

- ◎佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則 (六六・新産業課 三)
- ◎佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (六七・生産者支援課 八)
- ◎佐賀県射撃研修センター管理規則の一部を改正する規則 (六八・ " 八)
- ◎肥料取締法施行細則の一部を改正する規則 (六九・園芸課 八)
- ◎佐賀県獣医療法施行細則の一部を改正する規則 (七〇・畜産課 八)
- ◎佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則の一部を改正する規則 (七一・建設・技術課 九)
- ◎佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (七二・下水道課 九)
- ◎建築士法施行細則の一部を改正する規則 (七三・建築住宅課 一〇)
- ◎付属機関の委員その他の構成員の報酬および費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則 (七四・職員課 一〇)
- ◎佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (七五・ " 一一)
- ◎電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則 (七六・会計課 一一)
- ◎佐賀県財務規則の一部を改正する規則 (七七・ " 一一)
- ◎佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則 (七八・用度管財課 三二)

公布された規則のあらまし

◎佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第六六号)

1 新たな工鉱業上の試験項目に係る手数料の額を定めるとともに、新たに導入された設備機械等の使用料の額を定めることとした。(第二条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第六七号)

1 国立学校設置法の廃止及び国立大学法人法の施行に伴い、引用語句を改めることとした。(第一〇条関係)

2 知事に提出すべき書類は、県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する農林事務所長に提出することができることとした。(第一二条関係)

3 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県射撃研修センター管理規則の一部を改正する規則(規則第六八号)

1 佐賀県射撃研修センターの休場日を水曜日に改めることとした。(第二条関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

◎肥料取締法施行細則の一部を改正する規則(規則第六九号)

1 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(別表関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県獣医療法施行細則の一部を改正する規則(規則第七〇号)

1 獣医療法第三条の規定により提出すべき書類の提出先を改めることとした。(第三条関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則の一部を改正する規則
(規則第七一号)

1 発注予定工事の設計価格に応じた指名競争入札に参加する者の等級の区分の一部を改めることとした。(別表関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第七二号)

1 浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧場所を、浄化槽保守点検業者の登録を実施した保健所に置くこととした。(第八条関係)

2 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の改正に伴い、様式の整備を行うこととした。(様式関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○建築士法施行細則の一部を改正する規則(規則第七三号)

1 指定試験機関が実施する二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、電子情報処理組織を使用して受験の申込みしようとする場合には、当該指定試験機関が別に指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならないこととした。(第一三条の二関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○付属機関の委員その他の構成員の報酬および費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則(規則第七四号)

1 佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例の制定等に伴い、消費者苦情処理委員会委員、情報公開審査会委員及び個人情報保護審査会委員に関する規定を削り、消費者被害救済委員会委員及び情報公開・個人情報保護審査会委員に関する規定を加えることとした。(別表関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(規則第七五号)

1 任期付短時間勤務職員の昇給及び給与月額について定めることとした。(第八条及び第九条関係)

2 職の名称が改められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(別表第三、別表第六及び別表第八関係)

3 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則(規則第七六号)

1 電子計算組織により支給される給与の意義を改めることとした。(第二条関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県財務規則の一部を改正する規則(規則第七七号)

1 部長は本部長が定める事務に関するものに限り、本庁等の各課の副課長は課長が定める事務に関するものに限り、その責任において常時決裁することができることとした。(第三条の二関係)

2 知事は、地方税について、次に掲げる基準に適合すると認められる者に収納の事務を委託することができることとした。(第五〇条関係)

(1) 受託事務を遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

(2) 収納金に係る事項を県に遅滞なく報告し、及び収納金を遅滞なく県に納入することができる技術的な基礎を有すること。

3 資金前渡をすることができる経費に、物品の修理及び処分要する経費、自動口座振替の方法により支払う経費等を加えることとした。(第七〇条関係)

4 地方自治法施行令第六十七條の二第一項第三号及び第四号に規定する契約を締結する場合の手續の要件を定めることとした。(第一〇一条の二関係)

5 電子収納の導入に伴い、様式について所要の改正を行うこととした。(様式関係)

<p>(11) 耐凍害性試験 (10) 摩耗試験</p>	<p>(9) 耐火度試験</p>	<p>(8) 熱伝導率(卓上型)測定</p>	<p>(7) 熱定数(レーザーフラッシュ法)測定</p>	<p>(6) 膨張率、熱衝撃、耐貫入性、示差熱、熱てんびん等の各試験</p>	<p>(5) 耐薬品性(耐酸、耐アルカリ)試験</p>	<p>(4) 粒度(自動粒度測定による)試験</p>	<p>(3) タイルの接着性試験</p>	<p>(2) ふるい分け及び吸水率の各試験</p>	<p>(1) 硬さ、曲げ、引張り、圧縮及び衝撃の各試験</p>	<p>ハ 窯業原料及び製品 (窯業関係)</p>	<p>(4) 微生物その他の試験</p>	<p>(3) 食品添加物(ソルビン酸、パラオキシ安息香酸及びネオメッキンズ)</p>	<p>(2) 特殊成分分析(ビタミン、アミノ酸、レブリン酸、脂肪酸、不けん化物、よう素価等)</p>	<p>(1) 一般成分分析(水分、灰分、タンパク質、炭水化物、アルコール等)</p>	<p>ロ 食品原材料及び製品 (工業関係)</p>
<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>五、九八〇円 二、七二〇円</p>	<p>二九〇円 一、五六〇円</p>	<p>三、二五〇円</p>	<p>一、四六〇円</p>	<p>一、六六〇円</p>	<p>一、二五〇円</p>	<p>一、六六〇円</p>	<p>七三〇円</p>	<p>七三〇円</p>	<p>二、九三〇円</p>	<p>三、六六〇円</p>	<p>三、六六〇円</p>	<p>六七〇円</p>	<p>六七〇円</p>	<p>六七〇円</p>	<p>六七〇円</p>
<p>改め、同表の六の項中</p>															
<p>(5) 所要日数が五日を超え十五日以内</p>	<p>(4) 所要日数が二日を超え五日以内のもの又は技術的に難しい試作加工</p>	<p>(3) 所要日数が二日以内のもの 高級原材料の試作加工及び調整で</p>	<p>(2) 原材料の調査並びに技術的な試作加工及び試料の調整</p>	<p>(1) 絵の具及びうわ薬の調査</p>	<p>「 (窯業関係) (1) 光触媒性能評価試験1 (2) 光触媒性能評価試験2 (3) 光触媒性能評価試験3 」</p>										
<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>一、二、〇六〇円</p>	<p>三、八八〇円</p>	<p>一、八八〇円</p>	<p>七三〇円</p>	<p>四六〇円</p>	<p>一〇、九五〇円</p>	<p>二一、四六〇円</p>	<p>二二、四六〇円</p>	<p>二二、四六〇円</p>	<p>一、四三〇円</p>	<p>一、六七〇円</p>	<p>二、二〇〇円</p>	<p>三、六六〇円</p>	<p>三、二五〇円</p>	<p>三、六六〇円</p>	<p>三、二五〇円</p>
<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>

同表の四の項中「イ 応用試験」を「応用試験」に、

ロ 表面膜試験

(工業関係)

スクラッチ試験

(窯業関係)

(1) 光触媒性能評価試験1

(2) 光触媒性能評価試験2

(3) 光触媒性能評価試験3

改め、同表の六の項中

(1) 絵の具及びうわ薬の調査

(2) 原材料の調査並びに技術的な試作加工及び試料の調整

(3) 高級原材料の試作加工及び調整で

所要日数が二日以内のもの

(4) 所要日数が二日を超え五日以内のもの又は技術的に難しい試作加工

(5) 所要日数が五日を超え十五日以内

(1) 蒸発乾固省略簡易試験

(12) 細孔分布測定
(13) 比表面積測定
(14) 鉛及びカドミウム溶出試験
(7) 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)による試験

三、二五〇円
三、六六〇円
二、二〇〇円
(検査に使用する溶液が一・一リットル以上の場合、二、四二〇円)
一、六七〇円
(検査に使用する溶液が一・一リットル以上の場合、一、八三〇円)

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第六十七号

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十五年佐賀県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第三章の三に定める機関をいう」を「国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関」に改める。

第十二条中「農林事務所長を経由しなければならない」を「農林事務所長に提出することができる」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県射撃研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第六十八号

佐賀県射撃研修センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県射撃研修センター管理規則(平成六年佐賀県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「火曜日」を「水曜日」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第六十九号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則(昭和二十五年佐賀県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表の5の項中「別表第1の1の(1)のケ、ロ又はサ」を「別表第1の2の(1)のク、ケ又はカ」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県獣医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第七十号

佐賀県獣医療法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県獣医療法施行細則(平成五年佐賀県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(提出)

第三条 法第三条の規定により知事に提出すべき書類は、所在地を所管する家畜保健衛生所長に提出しなければならない。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第七十一号

佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和二十八年佐賀県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「及び建築一式工事」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

一 土木一式工事

等級	設計価格
特A	六、〇〇〇万円以上
A	二、五〇〇万円以上 六、〇〇〇万円未満
B	八〇〇万円以上 二、五〇〇万円未満
C	八〇〇万円未満

二 建築一式工事

等級	設計価格
A	四、五〇〇万円以上
B	一、五〇〇万円以上 四、五〇〇万円未満
C	一、五〇〇万円未満

三 舗装工事

等級	設計価格
A	全額
B	一、〇〇〇万円未満

四 電気工事、管工事及び鋼構造物工事

等級	設計価格
A	一、〇〇〇万円以上
B	五〇〇万円以上 一、〇〇〇万円未満
C	五〇〇万円未満

五 造園工事

等級	設計価格
A	六〇〇万円以上
B	二〇〇万円以上 六〇〇万円未満
C	二〇〇万円未満

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第七十二号

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年佐賀県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「佐賀県県土づくり本部下水道課内」を「浄化槽保守点検業

者の登録を実施した保健所」に改める。

第十六条の見出し中「経由等」を「提出等」に改め、同条第一項中「を経由しなければならぬ。」を「に提出しなければならない。」に改め、同条第二項を削る。

様式第五号に注として次のように加える。

注 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して不服申立てをすることができません。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができません。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第七十三号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年佐賀県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による受験の申込み)

第十三条の二 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、電子情報処理組織を使用して受験の申込みをしようとする場合は、当該指定試験機関が別に指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならない。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

付属機関の委員その他の構成員の報酬および費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第七十四号

付属機関の委員その他の構成員の報酬および費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

付属機関の委員その他の構成員の報酬および費用弁償の額に関する規則(昭和三十一年佐賀県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表中

消費生活審議会委員	一〇、二〇〇円	行政職八級
消費者苦情処理委員会委員	一〇、二〇〇円	行政職八級
情報公開審査会委員	一〇、二〇〇円	行政職八級
消費者生活審議会委員	一〇、二〇〇円	行政職八級
大規模小売店舗立地審議会委員及び特別委員	一〇、二〇〇円	行政職八級
個人情報保護審査会委員	一〇、二〇〇円	行政職八級
大規模小売店舗立地審議会委員及び特別委員	一〇、二〇〇円	行政職八級
国民保護協議会委員、専門委員及び幹事	一〇、二〇〇円	行政職八級
国民保護協議会委員、専門委員及び幹事	一〇、二〇〇円	行政職八級
消費者被害救済委員会委員	一〇、二〇〇円	行政職八級
情報公開・個人情報保護審査会委員	一〇、二〇〇円	行政職八級

改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第七十五号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則(昭和三十七年佐賀県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「農業技術補助員」を「農業技術員」に改める。

第八条第一項中「十二月」の下に「(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))については、十二月に相当する期間)」を加える。

第九条第二項中「と(いう。)」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を、「前項」の下に「第五条及び前条」を加え、「同項の」を「これらの」に改める。

第十条第二項中「現業職員給料調整額表(別表第六。以下「調整額表」という。)」を「給料の調整額に関する規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号)別表第一(以下「調整額表」という。))」に改める。

別表第三の備考第一項中「、甲坂員及び機農員」を「及び船舶技術員」に、「種門管理員及び(6)に掲げる職員のうち」を「汽かん技術員及び技能技術員で」に、「有しない汽かん技術員及び機械操作技術員」を「有しないもの」に改め、「運転技術員」の次に「及び行政技術員」を加え、「機械操作技術員で」を「技能技術員で」に、「有する者」を「有するもの」に、「試験検査補助員、業務員」を「業務員、業務技術員」に、「農業技術補助員、農業実習補

助員、畜産技術補助員、畜産実習補助員」を「農業技術員」に改める。
別表第六を次のように改める。

別表第六 削除

別表第八の教務実習補助手当の項中「教務実習補助手当」を「教務実習手

当」に、「農業実習補助員」を「農業技術員」に、「実習指導の補助業務」を「実習指導業務」に改め、同表の牛鶏糞乾燥処理作業手当の項中「畜産技術補助員」を「農業技術員」に改め、同表の備考中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、「教務実習補助手当」を「教務実習

手当」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第七十六号

電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則

電子計算組織による給与支給事務等処理規則(昭和四十八年佐賀県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改め、「災害派遣手当」の下に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第七十七号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、同条第十四号中「第百六十八条第八項」を「第百六十八条第七項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第五号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 部長 組織規則第二条第二項に規定する部の長をいう。

六 本庁等の各課の副課長 組織規則第十九条第一項並びに第二十二條第一項及び第三項に規定する副課長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、原子力安全対策室長並びに全国海づくり推進室長をいう。

第二条に次の二号を加える。

十九 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

二十 マルチペイメントネットワーク 金融機関と収納機関とをネットワークで結ぶことにより、金融機関が提供する手段を利用して収入金を収納することができるが、かつ、その結果が即時に収納機関に通知される決済基盤をいう。

第三条第四項第二号中「及び」の下に「総価額の定めのない」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(専決等)

第三条の二 部長は、別表第一の本部長の区分に係る支出負担行為に関する事務のうち本部長が定める事務に関するものに限り、その責任において常時決裁することができる。

2 本庁等の各課の副課長は、別表第一の二に定める金額の範囲内の支出負担行為及びこれに伴う支出命令並びに物品の取得及び処分に伴う出納通知のうち課長が定める事務に関するものに限り、その責任において常時決裁することができる。

3 部長及び副課長は、前二項の規定により常時決裁することができる事務のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるもの又は上司の意見を求めることが適当であると認められるものの処理に当たっては、上司に報告し、意見を求め、又はその指示を受けて処理する等の措置を講じ、事務の適正な処理に努めなければならない。

第十条第一項中「職」の下に「(庶務担当の係長を設置しない課にあつては、庶務に従事する係長に相当する職以上の職)」を加える。

第二十四条の見出し中「提出」を「作成」に改め、同条第一項中「経営支援本部長に提出しなければならない」を「作成しなければならない」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条第一項中「経営支援本部長に提出しなければならない」を「作成しなければならない」に改め、同条第二項を削る。

第二十六条中「第二十四条第二項」を「第二十四条」に、「前条第二項」を「前条」に、「承認された」を「作成した」に改める。

第二十八条第一項中「執行計画」を「予算」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

第四十七条第一項中「諸収入金」の下に「(マルチペイメントネットワークによるものを除く。)」を加える。

第五十条第一項中「賃貸料」の下に、「物品売払代金」を加え、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項に次のただし書を加え、同項を同条第八項とする。

ただし、知事が特別の事情があると認め、かつ契約に特別の定めをした場合は、この限りでない。

第五十条第六項に次のただし書を加え、同項を同条第七項とする。

ただし、知事が特別の事情があると認め、かつ、契約に特別の定めをした場合は、この限りでない。

第五十条第四項中「(様式第三十二号)」の下に「(知事が特別の事情があると認め、かつ、契約に特別の定めをした場合は、当該契約で定めた日付印)」を加え、「(日時)までに、これを」との下に、「(高等学校その他の県立学校において授業料を収納したときは、納入書及び納入領収済通知書に代えて、現金払込領収済通知書(様式第二十六号)を添えなければならない」とあるのは「受託者が、納入書及び納入領収済通知書又は返納書及び返納領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送付したときは、払込みに際して、現金払込書並びに納入書及び納入領収済通知書又は返納書及び返納領収済通知書を添えることを要しない」とを加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認めるときは、次に掲げる基準に適合すると認める者に地方税の収納の事務を委託することができる。

一 受託事務を遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

二 収納金に係る事項を帳簿(電子計算機を利用して作成するものを含む。)に正確に記録して県に遅滞なく報告し、及び収納金を遅滞なく県に納入することができる技術的な基礎を有すること。

第五十条に次の一項を加える。

10 前四項の規定は、第二項の規定により収納の事務の委託を受ける者(以下「地方税収納受託者」という。)が地方税を収納する場合について準用する。この場合において、「受託者」とあるのは「地方税収納受託者」と、「使用料等」とあるのは「地方税」と、「徴収し、又は収納したとき」とあるのは「収納したとき」と、「徴収又は収納」とあるのは「収納」と読み替えるものとする。

第五十一条第二項中「領収済通知書」の下に「(当該領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

第五十九号第二項中「各課の長」の下に「(本庁等の各課の副課長が専決したものは、当該副課長)」を加える。

第六十条第二項第一号を次のように改める。

一 報酬、給料、職員手当等、恩給及び退職年金、賃金並びに報償費(報償費の類を除く。)

第六十一条第四項中「歳出科目」を「歳入科目」に改める。

第七十条第一項中「第六十一条第一項第十四号」を「第六十一条第一項第十七号」に改め、同項第十六号中「及び借上げ」を「借上げ、物品の修理及び物品の処分」に改め、第十七号の次に次の二号を加える。

十八 郵便局又は金融機関の窓口において現金で支払う必要がある経費

十九 自動口座振替の方法により支払う経費

第七十条第二項に次の一号を加える。

三 前項第八号、第十四号及び第十六号に掲げる経費で緊急時の支払に備えて常時保有しておく必要があるものについては、毎三分以内の金額

第七十条第三項中「前項」の下に「第一号」を加え、「第七号及び第九号」を「第六号及び第八号」に改める。

第七十二条第一項中「給付」の下に「第七十条第一項第十九号に掲げる経費及び第七十条第二項第三号の規定により緊急時の支払に備えて常時保有しておく経費」を加える。

第七十三条中「規定により」の下に「職員等に支給する給与その他の給付の」を加える。

第七十四条第一項中「とともに、」の下に「第七十条第一項第十九号に掲げる経費を除き、」を加える。

第七十六条第四項中「給付」の下に「及び第七十条第一項第十九号に掲げる経費」を加える。

第七十七条第四号中「第一号」を削る。

第九十四条第一項中「(明治二十三年法律第二十九号)」を「(平成八年法律第九号)」に改める。

第百条第一項中「単価契約及び」の下に「総価額の定めのない」を加える。
第百一条の次に次の一条を加える。

(随意契約を行う場合の特例)

第百一条の二 令第六百六十七条の二第一項第三号及び第四号の規則で定める手続は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 収支等命令者は、令第六百六十七条の二第一項第三号及び第四号の契約を行う場合は、当該契約の締結前に、契約内容及び契約の相手方の決定方法を公表すること。
- 二 収支等命令者は、令第六百六十七条の二第一項第三号及び第四号の契約を行ったときは、当該契約の締結後速やかに、契約の相手方となった者の名称及び契約の相手方とした理由を公表すること。

2 前項各号の規定による公表は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならない。

第百十七条の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条第一項中「行うときは」の下に「、契約の性質又は目的により必要がない場合を除き」を加え、「及び確認」を「又は確認」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「及び確認」を「又は確認」に改め、同条第六項中「及び」を「又は」に、「物品については」を「別表第五に規定するところにより」に改める。

第百五十三条第二項中「に規定する重要物品」の下に「(同条第三号に掲げる美術工芸品類のうち、一品の取得価格又は取得評価額が百万円未満の美術工芸品類を除く。第百六十五条及び第百六十六条において同じ。)」を加える。

第百六十五条中「(同条第三号に掲げる美術工芸品類のうち、一品の取得価格又は取得評価額が百万円未満の美術工芸品類を除く。)」を削る。

別表第一の表中「~~佐賀県~~」を「~~佐賀県~~」に改め、同表の注の3を削り、同表の次に次の一表を加える。